

「住民監査請求」について

○住民監査請求とは

住民の方が監査委員に対し、市長や市の職員等による違法又は不当な「財務会計上の行為又は怠る事実」についての監査を求め、その防止や是正などの必要な措置を講じることを請求する制度です。

また、住民訴訟を提訴するときの前置手続となります。(地方自治法第 242 条)

※住民監査請求は、市財政の適正な運営を確保し、住民全体の利益を守ることを目的とした制度であり、個人の権利等の救済を図るものではありません。

○請求することができる方は

鳴門市内に住所を有する方(個人または法人)です。

○請求の対象者となるのは

監査請求の対象者となるのは次のとおりです。

- (1)市 長
- (2)委員会
- (3)委 員
- (4)市職員

※なお、市議会や議員の行為は請求対象にはなりません。

○請求の対象となる行為は

次の違法又は不当な鳴門市の「財務会計上の行為又は怠る事実」です。

- (1)財務会計上の行為
 - ① 公金の支出
 - ② 財産の取得、管理、処分
 - ③ 契約の締結、履行
 - ④ 債務その他の義務の負担

※①～④の行為が相当の確実さをもって予測される場合を含みます。

(2)財務会計上の怠る事実

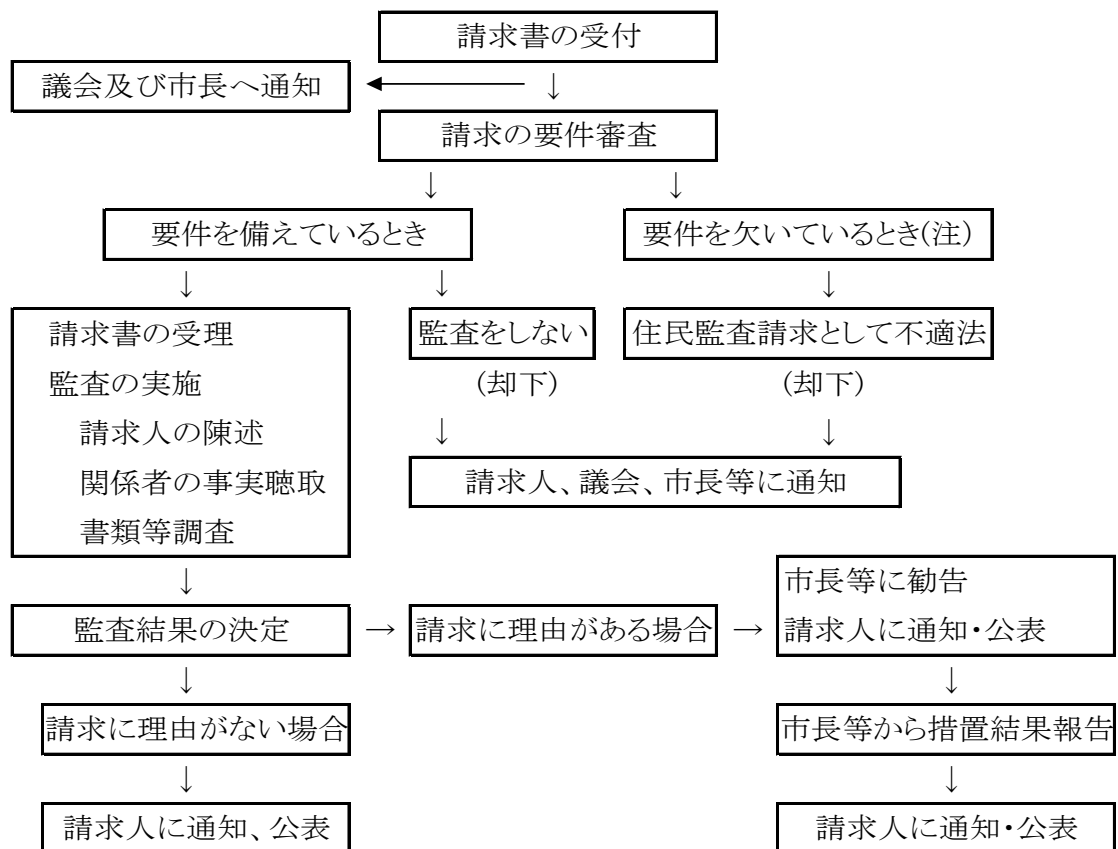
- ⑤ 公金の賦課、徴収を怠る事実
- ⑥ 財産の管理を怠る事実

※ 上記行為のあった日または終わった日から1年以上の期間を経過している場合（(2)を除く）には、住民監査請求をすることはできません。ただし、正当な理由があると認められる場合はこの限りではありません。

○請求書の作成

- ◆監査請求は、所定の要件を記載した書面により行うこととなっています。
- ◆請求書には、対象となる違法又は不当とする行為について、その事実を証する書面(事実証明書)を添付することが必要となります。
- 【(例)新聞記事、情報公開での文書など】
- ◆請求書に必要な要件とその記載例は別記1-1のとおりです。

○監査請求の手續(流れ)



注)要件を欠いている場合でも、内容を補正することで要件を備えることができます。

○住民監査請求の結果

監査委員が監査請求を受理すると、請求を受けた日から60日以内(收受日の翌日から起算する)(内容を補正した場合にも收受日から60日以内)に当該監査請求に係る監査結果を監査委員の合議により決定します。

監査委員は、監査の結果を文書により請求人に通知するとともに、公表します。

(1) 監査委員が当該監査請求に理由があると判断した場合

当該監査における措置等の対象者に対して、期間を示して、必要な措置を講ずべきことを勧告することになります。

(2) 監査委員が当該請求に理由がないと判断した場合

請求人に対して、その主張に理由がない旨及びその理由を示すことになります。

○住民訴訟

監査の結果に不服があるなど、下記の場合は、一定期間内に住民訴訟を提起することができます。

監査結果に不服があるとき (監査を実施せず却下した場合を含む)	結果の通知があった日から30日以内
監査委員に勧告を受けた市長等の措置に 不服があるとき	結果の通知があった日から30日以内
監査委員が60日以内に結果を示さないとき	当該期間を経過した日から30日以内
監査委員の勧告を受けた市長等が監査委員の 示した期間内に必要な措置を講じない とき	当該期間を経過した日から30日以内